令和６年４月３０日

各園　代表者　様

千葉市こども未来局

幼児教育・保育部幼保運営課

**令和６年度保育士等給与改善事業補助金の申請書等の提出について（依頼）**

このことについて、下記のとおり関係書類の提出をお願いいたします。

記

**１　データ提出期限　　令和６年５月１７日（金）**

**「２　提出書類」に記載の書類を、電子データにて**送付してください。幼保運営課でデータを確認後、個別に紙媒体でのご提出依頼メールをお送りします。送付先メールアドレス：unei-josei@city.chiba.lg.jp

**※データ確認前に書類をご提出いただくと、確認後に金額が変動し、再提出になる場合がございます。控えていただきますようお願いいたします。**

**２　提出書類（すべてExcel内データ）**

（1）職員現況調書（職員名簿）

（2）給与改善費算出内訳表

（3）様式第１号　千葉市保育士等給与改善事業補助金交付申請書

（４）様式第１０号　千葉市保育士等給与改善事業補助金概算払請求書　←概算払いを希望する園のみ

**３　配布資料**

（１）「給与改善内訳書」データ（上記２の様式がExcelでひとつのファイルになっています。）

（2）千葉市保育士等給与改善事業　留意事項・Q＆A

**４　注意点**

（１）交付申請をするとともに、概算払いの月数を選択していただきます（１か月分～最大１１か月分）。仮に今年度の１年間の実績額が概算払額を下回ってしまった場合、差額は翌年度の５月に千葉市に返還いただきます。この場合、やむを得ずかなり短期間での処理を依頼することとなり、ご負担も大きくなりますので、返還金が発生しないよう、よくご検討をお願いいたします。また、過年度に戻入が発生した園の皆様は、概算払い月数を減らしていただけないか、ご提案することがございます。予めご了承ください。

(2)概算払は6/28に予定している年１回のみですので、ご注意ください。特に、概算払いを「●か月分」と選択いただきますが、これは概算払い時にどれほどの月数分を受け取るかの希望をお伺いする事項であって、●か月ごとに千葉市からの振込を希望する、という意味ではありませんので、ご注意ください。

(3)千葉市手当は、原則として毎月お支払いいただくものになります。年度途中での採用・復帰や、雇用形態の変化などがあった場合には、支払い漏れのないよう、よくご注意いただきますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【担当】〒２６０－８７２２千葉市中央区千葉港１－１千葉市役所　高層棟８階千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課　助成第１班　後藤・髙木電話　０４３（２４５）５７２９電子メールアドレス unei-josei@city.chiba.lg.jp |